

京都府立医科大学学長選考規程施行細則

平成22年11月25日
学長選考会議決定第3号

(目的)

第1条 この細則は、京都府公立大学法人京都府立医科大学学長選考規程（以下「規程」という。）第15条の規定により、学長選考の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(選考事務管理者)

第2条 規程第5条に規定する学長候補者選考事務管理者（以下「選考事務管理者」という。）は、教育研究評議会から選出された選考会議委員3名及び事務局長とする。

(選考事務管理者の職務)

第3条 規程第5条に規定する選考事務管理者が管理する学長選考に係る事務は、次の各号のとおりとする。

- (1)規程第6条及び第7条に規定する推薦に関する事務
- (2)規程第9条に規定する所信表明演説会に関する事務
- (3)規定第10条に規定する面接に関する事務
- (4)規定第12条に規定する意向調査に関する事務及び投票の立会い

(学長候補者の公示)

第4条 選考会議は、規程第8条に規定する学長候補者の公示について、推薦された学長候補者の氏名及び所信表明書の他、年齢、最終学歴、学位称号、略歴を記載し、氏名の五十音順に行うものとする。

2 規程第12条第1項に掲げる者は、第1項に定める公示後から意向調査の日までの間、提出された学長候補者推薦書及び履歴書を公示に定める場所で閲覧できるものとする。

(学長候補者の所信表明)

第5条 選考会議は、規程第9条に規定する所信表明演説会について、実施日の他、開催時間、場所その他所信表明演説会に必要な事項を公示しなければならない。

(学長候補者の面接)

第6条 規程第10条に定める学長候補者の面接は、個別面接とする。

2 面接の日時、場所その他面接に必要な事項については、選考会議が別に定めるものとする。

(意向調査の公示)

第7条 選考会議は、規程第11条に規定する意向調査について、投票日の他、投票の時間、投票場所その他意向調査に必要な事項を公示しなければならない。

(投票)

第8条 投票用紙は、選考会議が作成したものでなければならない。

2 投票には、選考事務管理者が立ち会うものとする。

(開票)

第9条 開票は、投票終了後、その日のうちにすべての開票作業を終えるものとする。

(無効票)

第10条 規程第12条第1項に規定する投票において、次の各号の一に該当する票は無効とする。

(1) 正規の投票用紙を用いないもの

(2) 投票用紙の記入欄に複数の○印又は○印以外の文字等を記載したもの

2 前項に定めるもののほか、投票の効力については疑義があるときは、選考事務管理者がこれを決する。

(期日前投票)

第11条 規程第12条第3項の規程により期日前投票を行う者は、同項の公示に定める投票日、投票場所で所定の投票用紙の交付を受け、投票するものとする。

2 前項に定める投票ができない場合は、郵送による期日前投票をすることができるものとし、選考会議は、投票日その他必要な事項を公示しなければならない。

3 前2項の期日前投票は、投票人の氏名を明記した封筒に入れて厳封の上選考事務管理者の管理の下に、事務局において保管し、投票日に開封の上投票箱に投入するものとする。

(公示の方法)

第12条 規程及びこの細則で定める公示は、京都府立医科大学学内掲示等に関する規程に規定する掲示場のうち選考会議が指定する掲示場への掲示並びに本学ホームページへの掲載により行う。

(学長選考事務の担当)

第13条 学長選考に関する事務は、選考会議の管理の下に、事務局が担当する。

2 事務局は、事務局総務課及び附属北部医療センター事務部が担うものとする。

(補則)

第14条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この細則は、発布の日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年11月19日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年12月20日から施行する。